

森林認証取得支援事業の実施について

現在国際社会では、森林の減少や劣化への対策として、適切に管理された森林から生産される木材を使用することが重視されており、そういった木材であることを証明する制度として森林認証制度があります。森林認証制度では、独立した第三者機関が、適切に管理された森林から生産された木材であることを一定の基準に従って評価、認証します。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会においても、競技施設及び関連施設に使用される木材がFSCやPEFCといった国際的な森林認証を取得したものであることが義務付けられる見込みであるなど、認証材を使用する動きが広がっています。

そこで東京都産業労働局では、森林認証の取得に係る費用を補助する「森林認証取得支援事業」を今年度より実施します。

1. 事業実施主体

- ① 森林管理に関する認証（FM認証）の取得支援：
東京都内に所在する森林の所有者及び管理者
- ② ①の森林から生産される木材管理に関する認証（CoC認証）の取得支援：
東京の木多摩産材認証協議会登録の製材業者等

2. 対象経費

- ① の申請者が認証機関に支払う初回審査及び公示料（75万円上限）
- ② の申請者が認証機関に支払う初回審査及び公示料

3. 補助率

- ①②とも補助対象経費の1/2以内

4. 問い合わせ先

- ①に関する問い合わせ：
東京都森林事務所森林産業課造林係 電話：0428-22-1159
- ②に関する問い合わせ：
東京都森林事務所森林産業課振興係 電話：0428-22-1162